令和５年１１月２４日
【 文部科学省 】

# 【概要書】

## 国立研究開発法人科学技術振興機構令和４年度特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

# 令和４年度「特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）」に関する国会報告の概要

（基金の執行状況及び管理状況）

○　国が設定する分野・領域及び高い科学技術水準を有する諸外国を対象として、国際的に優れた研究成果創出に向けた戦略的・機動的な国際共同研究開発を実施するため、令和４年度に506億円の基金を造成し「先端国際共同研究推進事業」及び「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行国際共同研究事業」を創設した。

○　「国立研究開発法人科学技術振興機構に設置する基金の運用取扱規則」を制定するとともに、基金管理委員会、経理部、先端国際共同研究推進事業に係るプログラム準備室及びグローバル・スタートアップ・キャンパス先行研究準備室による体制を整備して、基金の運用を行った。

○　基金の残額506億円※（令和４年度末現在）は令和５年度以降の研究費等に充当予定。
※　「先端国際共同研究推進事業」における残額は 440 億円、「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行国際共同研究事業」における残額は66億円であり、計506億円。

（文部科学大臣の意見の概要）

○　透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

○　「先端国際共同研究推進事業」については、文部科学省等と調整を図りつつ、体制・規程類の整備等を進めるなど、着実に事業運営を実施した。

○　「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行国際共同研究事業」については、内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室が現在検討中であるグローバル・スタートアップ・キャンパス構想を踏まえ、事業を着実に推進することが必要である。

○　基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 27 条の２第３項の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、適切な運用が図られた。